

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年6月4日

近畿地方整備局

近畿技術事務所長 山本 剛

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、道路法面を良好に保ち災害を未然に防止し安全で円滑な交通を確保するため、道路法面の健全性を計測・評価すると共に対策手法についても一貫した体系で検討を行い、道路維持管理上有効な定量的評価手法をとりまとめるとともに、併せて委員会の運営を行うものである。

本業務の実施にあたっては、道路構造や道路防災等道路の保全に関して高度な専門的知識、幅広い知見と豊富な経験を有するとともに、道路法面の点検、診断技術、法面の保全技術に関し高度な知識と豊富な経験を有している必要があることから（財）道路保全技術センター（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度道路法面健全性評価検討業務
- (2) 業務内容 ① FEM解析
② 確認試験
③ 実証実験
④ 調査手法の評価
⑤ 道路法面の点検に関するマニュアル整備
⑥ 委員会の運営
- (3) 履行期限 契約の翌日から平成20年3月10日まで

3. 業務目的

本業務は、道路法面を良好に保ち災害を未然に防止し安全で円滑な交通を確保するため、道路法面の健全性を計測・評価すると共に対策手法についても一貫した体系で検討を行い、道路維持管理上有効な定量的評価手法をとりまとめるとともに、併せて委員会の運営を行うことを目的とする。

4. 応募要件

- (1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 19・20 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

道路構造や道路防災等道路の保全に関して高度な専門的知識、幅広い知見と豊富な経験を有するとともに、道路法面について、点検、診断・評価、及び保全対策技術に関して高度な専門的知識と豊富な経験を有していること。

3) 中立性・公平性に関する要件

各種調査手法について評価を行う必要があることから、地質調査や物理探査等を実施しているコンサルタント等の企業との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。

4) 業務実績に関する要件

平成 14 年度以降において元請けで受注し完了した業務で、下記に示される同種又は類似業務について 1 件以上の受注実績を有していること。

同種業務：近畿地方整備局管内の直轄国道における道路法面の健全性に関する計測・評価・定量的評価手法の検討及び委員会運営業務

類似業務：近畿地方整備局管内以外の直轄国道における道路法面の健全性に関する計測・評価・定量的評価手法の検討及び委員会運営業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

① 配置予定管理技術者

・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士（総合技術監理部門。ただし、建設部門の選択科目により取得。）の資格を取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者。

イ) 技術士（建設部門）の資格を取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者。

ウ) R C C M の資格を取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者。

エ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算 20 年以上あり、そのうち統括管理を 2 年以上経験した者。

オ) 国土交通大臣が技術士（建設部門）の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。

・ 同種又は類似業務の実績

平成 14 年度以降において元請けで受注し完了した業務で、下記に示される同種又は類似業務について 1 件以上の受注実績を有していること。

同種業務：近畿地方整備局管内の直轄国道における道路法面の健全性に関する計測・評価・定量的評価手法の検討及び委員会運営業務

類似業務：近畿地方整備局管内以外の直轄国道における道路法面の健全性に関する計測・評価・定量的評価手法の検討及び委員会運営業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町11-1
近畿地方整備局 近畿技術事務所 経理課
TEL：072-856-1941 FAX：072-868-5604

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成19年6月4日から平成19年6月11日まで
(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで)

② 交付場所

(1)に同じ。

③ 交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

平成19年6月14日16時00分

② 提出場所

(1)に同じ。

③ 提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電送(事前に担当部局へ連絡を入れること。)すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成19年7月5日16時00分

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。